

応援企業・団体募集要領

第1 応募資格

徳島県内において、独身者に対し出逢いの場等を提供することができる企業・店舗・施設・団体等、民間企業に限らず幅広く募集します。

例えば、レストラン、ホテル・旅館、結婚式場、旅行会社・交通機関、経済団体など。

第2 活動内容

それぞれの特長を活かして、独身者に出逢いの場等を提供していただきます。

第3 応募方法

とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）web サイトの応募フォームよりお申し込み下さい。

第4 登録

応援企業・団体として登録する企業・団体は次に掲げるすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 徳島県内において、独身者に対し適切な出逢いの場等を提供することができる企業・団体等（宗教法人及び政治団体その他マリッサとくしまが不適切と判断した企業等は除きます。）
- (2) 婚活関連業（結婚相談所や婚活イベント等、婚活を業とする事業をいう。）を本業（企業・団体の収入のうち、婚活関連業による収入が最も高いものをいう。）としていない企業・団体
- (3) 法人の代表者又は役員等が暴力団員等（徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でない者
- (4) マリッサとくしまが行う個人情報の保護等に関する研修を受講している企業・団体
- (5) マリッサとくしまが定める誓約事項に同意し、遵守する企業・団体

2 企業・団体が前項（1）から（5）の要件のいずれかを満たさなくなったときは、登録期間中であっても、その登録を取り消します。

3 応援企業・団体としての登録を辞退したい場合は、辞退届をマリッサとくしまに提出してください。

4 応援企業・団体の登録期間は、登録された日から同日の年度の末日までとします。ただし、2月1日から3月31日までの間に登録された応援企業・団体の登録期間は、登録された日から同日の翌年度の末日とします。また、登録期間満了までの間に更新手続（マリッサとくしまによる第1項の要件を引き続き満たしているかの確認等）を行った場合は、登録期間を更新することができ、その場合の登録期間は、更新した日から同日の翌年度の末日までとします。

第5 個人情報保護

応援企業・団体として、出逢いイベント等を実施するにあたり知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）に基づいて適正に取り扱わなければなりません。

第6 応募時期

随時募集しています。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から実施する。